

千葉市公告第225号

千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）第31条の規定により、次のとおり都市公園の区域の変更をしましたので、公告します。

なお、その関係図書は、千葉市都市局公園緑地部公園管理課において公告日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和3年3月31日

千葉市長 神谷 俊一

区域の変更

名称	位置	変更前面積 (㎡)	変更後面積 (㎡)	変更年月日
南町公園	中央区南町三丁目130番外	793	1,112	公告日
内谷津公園	中央区矢作町497番20	1,130	1,128	公告日
登戸3丁目公園	中央区登戸三丁目174番5	105	104	公告日
村田川第2公園	中央区村田町840番1外	1,608	1,807	公告日